

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第3号

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び奈良県広域水道企業団議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書に記載する事項)

第2条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、徴収しない。  
2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(訂正請求書に記載する事項)

第4条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載しなければならない。

(利用停止請求書に記載する事項)

第5条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載しなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会)

第6条 奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年11月条例第2号）第24条第1項に規定する奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、次に掲げる事務を行わせる。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関（企業長及び監査委員をいう。以下同じ。）の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の

適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関が認める事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、前条第1号に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、前条第1号に規定する諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会が第6条第1号に規定する諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申の尊重義務)

第11条 諮問実施機関は、第6条第1号に規定する諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(実施状況の公表)

第12条 企業長は、毎年1回、各実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(議会における個人情報の取扱い等)

第13条 議会は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 議会における個人情報の取扱い、議会が保有している個人情報ファイル等並びに議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、実施機関における個人情報の取扱い、実施機関が保有している個人情報ファイル等並びに実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。